

○北海道後期高齢者医療広域連合の会計管理者を定める規則

制 定 平成19年3月23日規則第7号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第168条第1項の規定に基づき、広域連合に会計管理者を置き、会計班長をもって充てるものとする。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。